別記第 19 号の 6 様式の次に次の 1 様式を加える。 別記第 19 号の 6 の 2 様式 (第 11 条の 8 の 2 関係)

担保提供命令書

 第
 号

 年
 月
 日

所在地 名 称

示

様

熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長

地方税法施行令第32条の3の規定により次のとおり担保の提供を命じます。

なお、担保は、別紙担保提供書によって提供期限までに提供してください。

	区				分			事			項	
担	保	さ	ħ	ろ	税	日	法人事業税					
	<i>V</i> ×		40		7/4	ш	(年	月	日徴4	又猶予申	請分)
担	保	さ	n	る	金	額					円	
+0	/1	.	Φ	4	£	 類	地方税法第	16	条第 1	項各号に排	曷げるも	の(第三
担	Ø	Κ	の	11	里	矨	者の所有する	もの	であっ	ても差しӡ	支えあり	ません。)
担	保	の	提	供	期	限				年	月	日
備						考						

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から 教 起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事 に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所) を経由して提出してください。 別記第 26 号様式の次に次の 2 様式を加える。 別記第 26 号の 2 様式 (その 1) (第 17 条の 2 関係)

受付印									
	更正	の請う	求書	書 (県 月	民税 利子割)			
							年	月	日
熊本県 地域担 熊本県熊本県税	辰興局長 様 事務所長								
				所在地 名					Сп
				(特別往	、 数収義務者番号)	印
地方税法第20多	条の9の3第	項の規定	に基	づき、次のと	おり更正の請求をし)ます。			
区	分	禾	子等	の種類	支払金	≥額		税	額
						円			円
	更正の請求前			***************************************					
		合		計					

年月分	更正の請求後								
				計		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		***************************************	
				J I					
	差引								
	<u> </u>								
法第20条の9の3	3第1項の更正の	音求の場合 記述の場合		計 ————————————————————————————————————		<u></u>	<u></u> 年	 月	日
IN IN O WAY O 13		un-14.49 20 L	+	号の判決等の	***************************************		' 年	月	B
法第20条の9の	3第2項の更正の	請求の場合	第2	号の更正・決	定等のあった日		年	月	日
			第3	号の政令で定	める理由の生じた日		年	月	日
更正の請求をする 理由及び請求をす									
るに至った事情の 詳細その他参考と なるべき事項									
金 金			預	1 普通	フリガナ				
選 融 付 機 先 関	銀 行	支店	金 種	1 1 1 1 1 1 1 1	預金者 名称				
先 関 名			别	2 当座	口座番号				

- (注) 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成し、更正の請求の理由を証する書類を添付してください。 2 還付金について、口座振替による支払を希望される場合は、還付先欄に希望振替口座を記入してください。

		更	正の請	求 :	書 (県民	· 税 ——	配当事	j) ———			
能未但能未	- 旧- 出・	事務所長 様							年	月	
**************************************	· 21、17L =	F437171 IX 13K			所在地 名 称 (特別 徴	収義系	8者番号)	卸
地方税法第	§20 <i>∮</i>	条の9の3第	項の規定	に基	づき、次のとお	3り更	正の請求を	します。			
1	区	分	特別	配当	4等の種類		支払会	金額		税	額
			上場株式等	の配	 当等			円			
		更正の請求前	公募証券払配に係る配	資信	託等の収益の分	}	****				
		<u>Д</u> ш () Ш () (1)			投資口の配当等	ş					
			台		計			****			
	ĺ		上場株式等	の配	当等						
年	月分	更正の請求後	公募証券投 配に係る配	資信 当等	託等の収益の分	}					
		74	特定投資法	人の	投資口の配当等	争					
			台	•	計						
			上場株式等								
		差引	公募証券投 配に係る配		託等の収益の分	}					
			特定投資法	人の	投資口の配当等		*				
			合		計 						
よ第20条の	9の3	3第1項の更正の	D請求の場合		法定制		限		年	月	
				第1	号の判決等の確	建定日			年	月	
法第20条の	9の3	3第2項の更正の	の請求の場合	第2	と号の更正・決定 	き等のな	あった日		年	月	
				第3	号の政令で定め	る理師	由の生じた日	<u> </u>	年	月	
更正の請求を 理由及び言語 るに至ったを 詳細その他事項 なるべき事項	をす 情の 考と										
金						フリ	ガナ				
選 融				預 金	1 普通 "	預金	5 氏名				***************************************
付 機 先 関		銀行	支店	種	l <u>L</u>		- 名称				
7 名				別	2 当座	口座	番号				

- (注) 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成し、更正の請求の理由を証する書類を添付してください。 2 他都道府県に納入すべき県民税配当割を本県に納入したことが更正の請求の理由である場合には、裏面にも記入してください。 3 還付金について、口座振替による支払を希望される場合は、還付先欄に希望振替口座を記入してください。

									県	E	₹	税	西面	1	当	割	都	〔 等	争 者	n i	—— 首	府		Ļ ;	驯	明	糾	H							
都県	道	府名	支	払	金	額	申す	告べ	納き	① 入 額	申	告	·納	② 入 額	増	· 鴻	①·	-② △)	都说県		支	払	金	額	申す	告べ	納き	① 入 類	申	告か	納-	② 入 類	増・	· 減	D-② (△)
北	海道	直				円	ŕ			円				円				円	滋	賀				円	,			円	Ť	,,	_	円			円
青	Ī	粂																	京	都													******		
岩	Ē	£																	大	阪															
宮	ţ	成						***********											兵	庫															
秋	E	#																	奈	良										*******					
山	Ŧ	纟																	和哥	大山													•		
福	Į	畠																	鳥	取															
灰	ţ	成																	島	根															
栃	7	⋆																	岡	山															
群	Ę	馬																	広	島															
埼	Ξ	E																	Щ	口															
千	#	崔																	徳	島															
東	Ţ	Ħ																	香	Л															
神	奈丿	11																	愛	媛															
新	Ä	舄																	高	知															
富	L	Ц																	福	岡															
石	J	"																	佐	賀															
福	ŧ	#																	長	崎															
Щ	\$	ăf																	熊	本															
長	9	F																	大	分															
岐	Į																		宮	崎															
静	P	司																	鹿児	島															
愛	5	311																	沖	縄								J							
≡	Ī	É																	合	計				_[

(注) 申告納入すべき額及び申告納入した額には、加算金額及び延滞金額を含めないでください。

				(表)		3)	(その	2 様式	号の 2 、	† 26 أ ر	記第
能本県熊本県税事務所長 様)	 ま所得割)	株式等譲渡	(県民税	畫	の請求	更正		抻)	受付	
名称 (特別徴収義務者番号) 地方 形法第20条の9の3第 項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 区 分 支払金額 税 額 円 円 単正の請求前 単 平 月 東 1号の判決等の確定日 年 月 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 東 3号の政令で定める理由の生じた日 第3号の政令で定める理由の生じた日 第3号の政令で定める理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理由の理	年 月	£		.,,				事務所長	本県税事	と 県熊 ^ス	熊本
区 分 支払金額 税額 単正の請求前 単正の請求後 差 引 単正の請求後 法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合 法定納期限 年月 法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 第1号の判決等の確定日年月 第2号の更正・決定等のあった日年月 年月 第2号の更正・決定等のあった日年月 年月 第3号の政令で定める理由の生じた日年月 年月 理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項 金融 機機となるべき事項 銀行支店 銀行、支店 類金者名称	角)	号	7	名称							
東正の請求前 東正の請求後	す。	求をします。	おり更正の請え	がき、次のと	どに基	項の規定	03第	条の9の	第20多	方税法统	地フ
東正の請求前 差 引 法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合 法 定 納 期 限 年 月 法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 第1号の判決等の確定日 年 月 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第3号の政令で定めるで定める理由の生じた日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	 税 額	 税		払金額	3			分	区		
差 引 差 引			П				の請求前	更正の			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合 法 定 納 期 限							の請求後	更正の	月分	年	
ま第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 第1号の判決等の確定日 年 月 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第2号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 第3号の政令の政会を定める理由の生じた日 年 月							引	差			
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 第2号の更正・決定等のあった日 年 月 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 更正の請求をする 理由及び請求をするに至った事情の 詳細その他参考と なるべき事項 五 月 虚 融付機 機 規 行 支店 機 別 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年 月	年	納期限	法 定	i	請求の場合	質の更正の	3第1項	かりの :	20条0	去第2
第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月 更正の請求をする 理由及び請求をする に至った事情の 詳細その他参考と なるべき事項 金					-	きせの担名	5の軍での	9 第 9 1 8	η Ο <i>σ</i> η ') () 冬(上質で
更正の請求をする 理由及び請求をするに至った事情の 詳細その他参考と なるべき事項						ロログマンクのこ	マンズ正の	∪ <i>Я</i> Т	., o v, e	. O A	A) 777 C
還 融 預 1 普通 氏名 付 機 銀 行 支店 種 預金者 名称 先 関 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									求をす 事情の 参考と	及び請え Eった。 その他を	里由 Z るに 3 詳細 3
元 日 日 0 1/1		4	預会者 氏名	1 普通	金	支店	行	銀		融機	付
名 口座番号				2 当座	莂						允

- (注) 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成し、更正の請求の理由を証する書類を添付してください。2 他都道府県に納入すべき県民稅株式等譲渡所得割を本県に納入したことが更正の請求の理由である場合には、 裏面にも記入してください。3 還付金について、口座振替による支払を希望される場合は、還付先欄に希望振替口座を記入してください。

1																			割															
都景	道 <i>R</i>	符 -	支力	厶	金智	頂	申す	告べ	納き	 入額 	申し	告	納た	② 入 額	増	· 溽	① (-② (△)	都道県	—— 首 府 名	支	払 🕏	金 都	頁目	申告	 納	① 入額	申し	告た	—— 納 . : . ?	② 入額	増・	減	①-② (△) 円
北	毎道	i			F	9		-1		円				円				円	滋	賀			Р	3			円			-	寸			円
青	君	Ŕ																	京	都				T										
岩	手	=																	大	阪														
宮	姑	ŧ			***************************************														兵	庫											1			
秋	Ħ	3																	奈	良			·				**							
Щ	形	 					-												和哥	次山														
福	扂	Ь																	鳥	取														
茨	坂	ŧ																	島	根														
栃	オ	-																	岡	山														
群	黒	ğ																	広	島														
埼	Ε	ž.																	Д	口														
千	龚	البلا																	徳	島														
東	疠	ĩ																	香	Л														
神	奈川	1																	愛	媛														
新	涯	3																	高	知														
富	Ц	1																	福	岡														
石	Л	ı																	佐	賀														
福	ŧ	ŧ																	長	崎														
Ш	季	f																	熊	本				\int										
長	野	f																	大	分											\int			
岐	阜	3																	宮	崎														
静	<u>F</u>	H																	鹿児	見島														
愛	矢	П																	沖	縄														
=	1	í																	合	計				Ī										

(注) 申告納入すべき額及び申告納入した額には、加算金額及び延滞金額を含めないでください。

無本県 地域振興局長 様 事務所長 様 住所又は所在地 氏名又は名称 地方税法第20条の9の3第 項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 更 正 の 請 求 の 対 象 県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 年 月分 所有者氏名(名称) 取得年月日 使用者氏名(名称) 使用者氏名(名称) 更正の請求前 更正の請求前 更正の請求後	卸
世方税法第20条の9の3第 項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 更 正 の 請 求 の 対 象 県たばこ税・ゴルフ場利用税・ 軽油引取税 自 動 車 取 得 税 取得年月日 区 分 課税標準額(数量) 税 額 更正の請求前	fp
更正の請求の対象 県たばこ税・ゴルフ場利用税・ 軽油引取税 年月分 自動車取得税 登録(車両)番号 所有者氏名(名称) 取得年月日 使用者氏名(名称) 区分 課税標準額(数量) 税額 更正の請求前	
県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 年 月分 自動車取得税 登録(車両)番号 所有者氏名(名称) 取得年月日 使用者氏名(名称) 区分 課税標準額(数量) 税 額 更正の請求前 円	
軽油引取税 年 月分 自動車取得税 登録(車両)番号 所有者氏名(名称) 取得年月日 使用者氏名(名称) 区分 課税標準額(数量) 税 額 更正の請求前 円	
日 期 単取 得 税 取得年月日 使用者氏名(名称) 区 分 課税標準額(数量) 税 額 更正の請求前 円	
区分 課税標準額(数量) 税額 更正の請求前	
更正の請求前	
更正の請求前	
差 引	
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合 法 定 納 期 限 年 月	
第1号の判決等の確定日 年 月	
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合 第3号の政令で定める理由の生じた日 年 月	
更正の請求をする 理由及び請求をする るに至った事情の 詳細その他参考と なるべき事項	1

- この請求書は、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税又は軽油引取税に係る更正の請求に使用してくだ (注) 1

別記第26号の3様式(第17条の2関係)

	更正の請求不承認通知書			
		第 年	月	号日
	所又は所在地 名 又 は 名 称 様			
	熊本県 地域振り 熊本県 事	具局長 努所長		印
水に	年 月 日に提出のありました こついては、次の理由により承認しません。		の更通	正の請
摘要				
承				
認				
し				
な				
い				
理				
曲				
教 示	この処分について不服があるときは、この通知を受起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定に対して審査請求をすることができます。	により	熊本県	県知事
 小	なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域 を経由して提出してください。	加火	リ (争)	וא ראו ל

別記第 29 号の 4 の 2 様式を次のように改める。 別記第 29 号の 4 の 2 様式 (第 19 条の 6 の 2 関係)

							(表)								
	能本 北本	果 地 県熊本県	或振見	興局 县	長様	近等	の設置	置等局	届出 籍	小		年		月	日
ŗ	(((/ * *)*	KAK/45751	ᄱᆿᆥ	ע ו <i>רו</i> ד	ζ.		特別	所在	 玍地						
						,	徴収	名			*****				
							特別徵収義務者	代表	表者 名印					印	
熊	本県和	说条例第3	88条	D10@	規划	定に。	より 記	下記6	りとま	さり	届出	しま	す。		
	<u> </u>					Γ,		n.		HI S	er.		n-k-		
届		出	事		由	1 4	新記		2 の 種 気			3	路	止	
新	設	等	年	月	日		年]	日	T	動事	由		
常業所等 電話()															
営	電子 ()														
	営業所等 名 称 特別徵収義務者番号														
特	名 称 特別徴収義務者番号 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一														
特別徴収義務者番号															
利	(1)		合の利	刊子等	きの	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
子		種別 本店又/	よ党等	を所 等	きで										
割		一括納				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
の		利子等				11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
納	(9)	一括納	しず	所在	地]—[]				
入方	(2)	る本店			_						電	舌()		
法		営業所	等	名	称										
		特別徴収	又義矛	多者番	号										
(1)	備考)						L		<u></u>			*		•	
Į.															- 1

報

(注) 記載上の注意事項は、裏面に記載してあります。

(記載上の注意事項)

- 1 この届出書は、営業所等の新設、異動及び廃止並びに利子等の種別及び納入 方法の変更があった場合に、課税地の地域振興局長(県税事務所長)に提出し てください。
- 2 記入方法

	記入欄	記 入 方 法
1	届出事由	該当番号に○印を付けてください。
2	新設等年 月日	利子等の種別の変更の場合は、納入開始年月日を記入してくだ さい。
3	異動事由	営業所等の所在地、名称等が変更の場合にのみ、その事由を記 入してください。
4	営業所等	営業所等の所在地及び名称を記入してください。
5	特別徴収 義務者番号	金融機関については、金融機関共同コード(金融機関コード4 けた、店舗コード3けた)を記入し、その他の特別徴収義務者は 記入しないでください。
6	利子割の 納入方法	納入方法別に本店又はその営業所等で取り扱う利子等の種別を次のいずれかより選択し、該当番号に〇印を付け、一括納入する場合は当該一括納入する本店又は営業所等の所在地、名称及び特別徴収義務者番号を記入してください。 1 公社債利子 11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 3 銀行以外の金融機関 12 社債的受益証券の収益の分配 13 国外私募公社債等運用投資信託 等の収益の分配 13 国外私募公社債等運用投資信託 等の収益の分配 14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分配 15 定期積金の給付補てん金 15 定期積金の給付補てん金 15 定期積金の給付補てん金 17 抵当証券の利息 18 貴金属等の売戻し条件付売買の 3 郵便貯金利子 18 貴金属等の売戻し条件付売買の 18 貴金属等の売戻し条件付売買の 19 外貨建預貯金等の為替差益 19 外貨建預貯金等の為替差益 19 外貨建預貯金等の為替差益 10 財形貯蓄契約に係る 生命保険等の差益

3 利子割の納入方法には、(1)その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、(2)本店又はいずれかの営業所等で一括して納入する方法、(3)(1)及び(2)を併用する方法があります。

別記第29号の4の4様式(裏)を次のように改める。 (車)

Γ				特	定信託に係る事	項				_
				変更	前		3	ど 更 後		_
1 (留出の事項 該当する のに記入	特 定 信 託 の 名 称								
Į	のに記入 いてくださ い。)	計算期間	年	. 月 . 月	日 かり 日 まっ		年 年	月 月	日 から 日 まで	
Ľ		信託事務引 継ぎの理由								
備	青考									
裆	意意意	2 等含 のしい () に () に () に () に () に () に () のしい () に () に () のり () が	等の 等の 等の が が が が が が が が が が が が が	国の属出 の連結、 連長の 連長の を は を は に で を は に で を は に で を は に で を は の は の が を は の が の を は の の が の が の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	計には、当該用は、当該第12条件に、 地方は、税法的第12条件では、 を持てに付け、 を持てにが、 のでは、	出事項を証する を の25第5項(関係 はのまた。 はのまた。 はのまた。 がは、 のでは、 のでは、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが	射類(法人税の を第72条の28第 を長の有無欄に 表の写しい。 で変更前欄に で変更前欄に で変更前欄に で変更前欄に	連結納税の 第2項にして に記入信託の 分割法 人を かる 書類を終	て準用する場合: (ださい。 信託事務の引継: 、その他変更後	を ぎ 欄

金融機関等については、熊本県税条例第38条の8の規定により県民税利子割の特別徴収義務者となりますので、次の事項について記入してください。

			序	r 在	地			- [電	話()	_		_
営	業	所等	2	i	称								-								
特	別(製 収 義 務	者	番	号					- [
	(1)	営業所等ごる場合の利力	とに 子等	納えの種	入す 重別	1 14	2 15	3 16	4 17	5 18	6 19	7 20	8	9	10	11	12	13		***************************************	
利子割の納入方法		本店又は営業 括納入するは 等の種別	業所場合	等での利	で一	1 14	2 15	3 16	4 17	5 18	6 19	7 20	8	9	10	11	12	13		-	
納入方:	(2)	一括納入す る本店又は	所	在	地			- [電	話()	_		
法		営業所等	名	i	称																
		特別徴収義	務	者種	号					-											

- (注) 1 利子割の納入方法には、(1)その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、(2)本店又はいずれかの営業所等で一括して納入する方法、(3)(1)及び(2)を併用する方法があります。
 - 2 利子割の納入方法欄については、納入方法別に本店又はその営業所等で取り扱う利子等の種別を次のいずれかより選択し、 該当番号に○を付け、一括納入する場合は当該一括納入する本店又は営業所等の所在地、名称及び特別徴収義務者番号を記 入してください。

1	公社債利子	11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	
2	銀行預金利子	12 社債的受益証券の収益の分配	
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	
4	勤務先預金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	
5	合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金	
6	公社債投資信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金	
7	郵便貯金利子	17 抵当証券の利息	
8	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益	
9	国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益	
10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	

3 特別徴収義務者番号欄は、金融機関については金融機関共同コード(金融機関コード4けた、店舗コード3けた)を記入し、 その他の特別徴収義務者は記入しないでください。 別記第 47 号の 2 の 2 様式を次のように改める。 別記第 47 号の 2 の 2 様式 (第 34 条、第 34 条の 6 関係)

自動車税 減免申請書

(身体障害者等の利用等)

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

熊本県税条例第

条

項の規定により、次のとおり自動車税、自動

車取得税の減免を申請します。

	 登:	録	登録	東	得	住所又は所在地				氏名又は名称					
	(車両	-	(届出) 年月日			所有者									
減自免力						使用者									
を単(軽	乗車定員		総排	排気量 最		大積載量 車台都		号	号 車 名 彗		H	型 式	年	式	
減免を受けようとする自動車(軽自動車)															
とすっ	年	度	Ħ] 	動 車 税			自動車取得税			構造変更に				
၁	年			税額			11 21					要し	た	額	
	課税額			額(納付額)			**								
	構造変更の内容														
3rd; 454	+. III	1	構造上	身体障		•		専ら供	-		•		6 m 10 M	* 1 +5# M*	0 11)
]	を受	2	(県税条例第109条第1項第6号、第129条の12第1項第3号) 2 構造上身体障害者等の利用に供する自動車												
けよ	うと	· (県税条例第129条の12第1項第4号)								4号)					
する	理由	3 専ら身体障害者等が運転するため構造変更がなされた自動車													
				r				<u> </u>	()	県税条	例第1	29	条の12第	11項第	5号)
既往		登 番		登 年 月	録 <u>日</u>	取年	<u></u> 月日		条例	削第10	9条第1	項	第5号	有	無
につ	いて							県務	条例	间第 12	9条の1	12第	1項第2	号:有	無

(注)申請に当たっては、売買契約書(写し)を添付してください。

1	利用者(身体障害者等)について
---	-----------------

氏	名	住	所	手 帳 番 号 交付年月日	障害の区分	等 級 (程度)	障害名
				No.		Ü	
				• •			
				No.			
				• •			
				No.			
				• •			
				No.			
				• •			
:				No.			
:			-	•			
				No.			

2	利用計画(状況)について

L	***************************************	 	

附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 47 号の 2 の 2 様式の改正規定は公布の日から、第 7 条の改正規定、第 17 条の次に 1 条を加える改正規定、別記第 13 号の 2 様式の改正規定、別記第 26 号様式の次に 2 様式を加える改正規定並びに別記第 29 号の 4 の 2 様式及び別記第 29 号の 4 の 4 様式の改正規定は平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の熊本県税条例施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税、同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による 用紙は、当分の間、使用することができる。

訓令

熊本県訓令第40号

本庁各部課(総室・室) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 15 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 熊本県税事務取扱規程(昭和 47 年熊本県訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

「第3節の2 目次中「第3節の2 利子等に係る県民税(第42条の2・第42条の3)」を 第3節の2 第3節の2

利子等に係る県民税 (第42条の2・第42条の3)

- の 2 特定配当等に係る県民税 (第 42 条の 3 の 2・第 42 条の 3 の 3) に改の 3 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 (第 42 条の 3 の 4・第 42 条の 3 の 5)」 める。
- 第 35 条の見出しを「(法人の事業税の更正又は決定の調査等)」に改め、同条中「第 72 条の 41 第 1 項、第 2 項及び第 3 項」を「第 72 条の 41 第 1 項から第 3 項まで及び第 72 条の 41 の 2 第 1 項から第 3 項まで」に、「行なう」を「行う」に改める。 第 42 条の 3 を次のように改める。

(更正又は決定の手続)

第42条の3 県民税利子割の更正又は決定は、電算処理によって作成される県民税利子割、 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書(別記第 22号の2様式)により行い、電算処理によって作成される県民税利子割、県民税配当割、 県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書(規則別記第13号の2様 式)により特別徴収義務者に通知するものとする。

第2章第3節の2の次に次の2節を加える。

第3節の2の2 特定配当等に係る県民税

(調定の手続)

- 第42条の3の2 県民税配当割の調定は、電算処理によって作成される県民税配当割調定 決議書及び調定一覧表に基づいて行うものとする。 (更正又は決定の手続)
- 第42条の3の3 県民税配当割の更正又は決定は、電算処理によって作成される県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書(別記第22号の2様式)により行い、電算処理によって作成される県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書(規則別記第13号の2様式)により特別徴収義務者に通知するものとする。

第3節の2の3 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

(調定の手続)

- 第42条の3の4 県民税株式等譲渡所得割の調定は、電算処理によって作成される県民税 株式等譲渡所得割調定決議書及び調定一覧表に基づいて行うものとする。 (更正又は決定の手続)
- 第42条の3の5 県民税株式等譲渡所得割の更正又は決定は、電算処理によって作成される県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書(別記第22号の2様式)により行い、電算処理によって作成される県民税利子